

令和7年度第4回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和7年度第4回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は、■番■■■■委員、以上1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■番■■委員、■番■■■■両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-4と3-5の案件につきまして■■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番	■■担当の■■■■です。受付番号3-4について、報告します。場所は、■■■■位の場所にあります。7月18日に■■農業委員と現地調査しました。譲受人と譲渡人いずれも現地調査の調整がつかなかったため電話で確認させていただきました。譲渡人は高齢で農業後継者もない状況です。譲受人につきましては、当該農地のすぐ近くに実家があり、そこを拠点に近郊の田畑を耕作されています。今回、すぐ隣の田も所有されているので、作業効率もよく、また規模拡大のために譲り受けるとのことです。所有権移転をされても何ら問題ないものと思われます。 続きまして、受付番号3-5について、報告します。場所は、■■■■位の場所にあります。7月18日に■■農業委員と譲渡人同行のもと調査しました。譲渡人は高齢で耕作が難しくなったので、■■に譲渡することとしたそうです。譲受人につきましては、譲渡人の隣の空き家を買取り、リフォームして居住されています。譲渡人指導のもと農業を習い、この度譲り受けて農業を承継したいとのことですので。所有権移転をされても何ら問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通

		り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしておりますので、4-1の案件につきまして、 推進委員さんの方から報告をお願いします。
	 番	 担当の です。受付番号4-1について、報告します。場所は、 位の場所にあります。7月16日に 農業委員さんと 同行のもと調査しました。丁度申請人の方もご自宅に居られたのでお話を聞きながら調査しました。農地だった所に既に住宅が建てられている案件です。右の部分は農地として残して野菜を作るということで、きれいに整備して管理されていました。何十年も前に建てられている案件で、この度、始末書を添付されて転用申請されたものです。周辺農地への影響もなく、何ら問題ないものと思われます。ご審議をよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようですので、採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後1時55分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和7年8月28日
		会長 ■番 ■委員 ■番 ■委員